

高齢者に関する調査業務委託及び
介護保険事業計画等策定業務委託
プロポーザル実施要領

令和7年7月

佐賀中部広域連合

1 委託業務の内容

(1) 業務の名称

高齢者に関する調査業務委託及び介護保険事業計画等の策定業務委託

(2) 業務の目的

高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる社会を実現することを目的とした介護保険制度の考え方にに基づき、佐賀中部広域連合管内における高齢者のニーズや実態等を調査するとともに、その調査の結果を反映させた第10期（令和9年度～令和11年度）介護保険事業計画及び構成市町の高齢者福祉計画の策定を目的とする。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 業務内容

別紙2「基本仕様書」のとおり

(5) 委託料上限額

35,475,000円（消費税及び地方消費税含む。）

2 応募条件

(1) 応募資格

次のア、イの両方の条件を満たすもの又はウ、エの両方の条件を満たすもの。

ア 広域連合又は一部事務組合である介護保険者の介護保険事業計画策定の受託実績がある。

イ 人口20万人以上の自治体（広域連合又は一部事務組合含む。）の介護保険事業計画策定又は高齢者福祉計画の受託実績がある。

ウ 広域連合又は一部事務組合である介護保険者の高齢者実態調査の受託実績がある。

エ 人口20万人以上の自治体（広域連合又は一部事務組合含む。）の高齢者実態調査の受託実績がある。

※ただし、次に該当する者は、応募者になることはできない。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ・佐賀中部広域連合の構成市町において指名停止を受けている者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者
- ・国税及び地方税に未納がある者
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
以下同じ。)又は暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
以下同じ。)

- ・暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ・自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらの者を利用している者

(2) 応募に関する費用負担

応募に関して必要な費用は、応募者負担とする。

(3) 複数提案の禁止

提案は、一応募者につき一つのみとする。

3 スケジュール

項目	期日
公募開始	7月 4日(金)
参加表明書の提出期限	7月11日(金)午後5時
応募資格審査の結果通知	7月16日(水)頃
質問の提出期限	7月23日(水)午後5時
質問への回答	7月28日(月)頃
提案書の提出期限	8月 8日(金)午後5時
提案書審査(プレゼンテーション)	8月19日(火)
提案書審査の結果通知	8月下旬【予定】
業務委託契約の締結・業務開始	9月上旬【予定】

4 参加表明の手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明を行うこと。参加表明を行わない場合は、質問及び提案書の提出は受け付けない。

(1) 提出資料【各正本1部】

- ア 参加表明書(様式第1)
- イ 誓約書(様式第2)
- ウ 会社概要(様式第3)
- エ 事業計画等実績書(様式第4)※契約書の写し等を添付すること。

- (2) 提出方法 郵送（※郵送後、本広域連合の担当部署へ連絡すること。）
- (3) 提出期限 令和7年7月11日（金）午後5時

5 応募資格審査について

応募資格審査は、参加表明にかかる提出資料について2(1)の応募資格を満たしているかを審査する。審査結果は、7月16日（水）頃までに文書で通知する。

6 質問及び回答

- (1) 提案書作成等に関する質問の提出

- ア 提出方法

- ・ 質問票（様式第5）を用いて、メールにより提出すること。
- ・ メールアドレスは、次のとおりとする。
kaigo.somu@chubu.saga.saga.jp（佐賀中部広域連合）
- ・ メールの件名は「（総務課）プロポーザル質問」と入力し、質問票を添付した上で送信すること。また、電話にて受信確認をすること。
- ・ 電話や口頭による質問は受け付けない。

- イ 提出期限

令和7年7月23日（水）午後5時（必着）

- (2) 質問への回答

令和7年7月28日（月）頃を目途にメールで回答する。

7 提案書の提出

- (1) 提案書の構成

提案書は、次ページの項目に従い、横書きで、A4縦サイズ of 用紙に印刷したものを作成すること。（下線部分については変更しないこと。）

- (2) 提出書類及び部数

- ア 提案書表紙（様式第6）正本1部

- イ 提案資料【各正本1部及び副本9部】

- (ア) 提案書（様式任意）
- (イ) 業務体制図（様式第7）
- (ウ) 費用見積書（様式第8）

- ウ 付属書類【各正本1部】

- (ア) 商業登記簿謄本
- (イ) 法人の印鑑証明書

(3) 提出方法

佐賀中部広域連合総務課企画係まで持参又は郵送により書面で提出すること。

(※郵送の場合は、郵送後、本広域連合の担当部署へ連絡すること。)

(4) 提出期限

令和7年8月8日(金)午後5時

○提案書

1 事業実施

(1) 事業実績

- ・高齢者実態調査(広域連合等、人口)
- ・介護保険事業計画(広域連合等、人口)
- ・高齢者福祉計画(人口)

(2) 実施体制

- ・担当職員にかかる専属者数
- ・国の制度変更等に対するバックアップ

2 介護保険制度・高齢者福祉制度全般に対する理解度

(1) 制度全般

高齢者を取り巻く社会的現状

(2) 介護保険事業

介護保険制度が社会において果たしている役割

(3) 高齢者福祉事業

高齢者福祉施策が社会において果たしている役割

(4) 介護保険制度の見直しについて

国の施策による制度見直しに対する理解度(特に地域包括ケアに対する理解)

3 佐賀中部広域連合内における現状の理解

(1) 介護保険事業

- ・介護保険の実施についての現状
- ・広域連合が行っている施策の特徴

(2) 高齢者福祉事業

- ・高齢者福祉施策についての現状
- ・構成市町が行っている施策の特徴

(3) 広域連合の特殊性

- ・介護保険と高齢者福祉の実施主体が違うことによるメリット・デメリット

(4) 両計画に対する整合性

- ・両計画を一体として策定するための考え方
- ・広域連合と構成市町の連絡・協力体制

(その他)・提出の際には、内容に漏れがないか等を確認の上、提出すること。

- ・提出物については、返却しないものとする。
- ・見積りに係る積算内訳書は、それぞれの内訳がわかるように詳細に記述すること。内訳については別途説明を求める場合がある。

8 業務委託候補者の選考

(1) 選考方法

- ア 応募資格審査を行い、審査結果を応募者に文書で通知する。
- イ 応募資格審査で選定された者を対象に提案書審査（プレゼンテーション）を行う。
 - (ア) プレゼンテーションの日時及び場所は別途連絡する。
 - (イ) 1 応募者につき 30 分（説明 15 分、質疑応答 15 分）を予定し、順次個別に行う。
 - (ウ) プレゼンテーションは、提出された提案書で行う。機器等を使用する場合は、各応募者で用意すること。
- ウ 提案書の審査の結果により、応募者の順位付けを行い評価が最も高かった者を受託優先交渉権者とする。
- エ 詳細については、別途連絡する。

(2) 選考基準

別紙 1 「審査項目及び配点（合計 100 点）」により行うものとする。

9 欠格事由

(1) 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- ア 提出された提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、または文意が不明である場合
- イ 本実施要領等に従っていない場合
- ウ 選考に参加しなかった場合
- エ 同一の応募者が 2 つ以上の提案書を提出した場合
- オ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- カ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- キ 発表済の内容と酷似した提案を行った場合

(2) その他

- ア 提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「参加辞退届」（様式第 9）を提出すること
- イ 参加辞退届が提出された場合でも、既に提出された提案書等は返却しない。

10 その他必要な事項

(1) 契約に関する条件等

ア 業務内容の協議

契約後の業務にあたっては、本広域連合と十分に協議の上、決定するものとする。また、提出された費用見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求める。なお、契約金額が本広域連合の予算を上回る見積りは、本業務委託の審査対象としないため、予算の範囲内で実現可能な提案を行うこと。

イ 見積りの無効

次の見積りは無効とする。

(ア) 金額の記載がない見積り

(イ) 法令又は見積りに関する条件に違反している見積り

(ウ) 同一見積りが二つ以上の見積りをした場合、当該見積者のすべての見積り

(エ) 所定の場所及び日時に到着しない見積り

(オ) 見積者の記名押印がなく、見積者が判明できない見積り

(カ) 金額の訂正、金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない見積り

(2) その他留意事項

ア 高齢者に関する調査業務及び介護保険事業計画等策定業務の委託料の支払いは、各業務の完了後、本広域連合が検査・確認し、請求書の提出後、30日以内に支払うこととする。

イ 高齢者に関する調査業務及び介護保険事業計画等策定業務による成果品の著作権は佐賀中部広域連合に帰属するものとする。

ウ 提出書類及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

エ 本見積り執行については、地方自治法、同法施行令及び佐賀中部広域連合財務規則の定めるところによる。

オ 本見積り執行については、本広域連合と調整し全て契約書の別添資料としてその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする。

カ 見積りに参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の本広域連合の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

11 担当部署

佐賀中部広域連合事務局 総務課企画係（担当：片山、中島）

所在地 〒840-0826 佐賀市白山二丁目1番12号

TEL 0952-20-0800 FAX 0952-40-1165 MAIL kaigo.somu@chubu.saga.saga.jp

別紙 1

審査項目及び配点（合計 100 点）

評価事項	具体的な内容	配点
1 事業実施	事業実績 高齢者実態調査（広域連合等、人口） 介護保険事業計画（広域連合等、人口） 高齢者福祉計画（人口）	10
	実施体制 担当職員について、専属者数 国の制度変更等に対するバックアップ	10
2 介護保険制度・高齢者福祉制度全般に対する理解度	制度全般 高齢者を取巻く社会的現状	5
	介護保険事業 介護保険制度が社会において果たしている役割	5
	高齢者福祉事業 高齢者福祉施策が社会において果たしている役割	5
	介護保険制度の見直しについて 国の施策による制度見直しに対する理解度 特に地域包括ケアに対する理解	5
3 佐賀中部広域連合内における現状の理解	介護保険事業 介護保険の実施についての現状 広域連合が行っている施策の特徴	10
	高齢者福祉事業 高齢者福祉施策についての現状 構成市町が行っている施策の特徴	10
	広域連合の特殊性 介護保険と高齢者福祉の実施主体が違うことによるメリット・デメリット	10
	両計画に対する整合性 両計画を一体として策定するための考え方 広域連合と構成市町の連絡・協力体制	10
4 経費積算の妥当性	積算金額（見積価格）の妥当性 経費内訳の明確性	20

別紙 2

基本仕様書

1 高齢者に関する調査業務

(1) 業務内容

国が示した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を行うため、国が示す手引き、調査票、集約方法等を熟知し、これに沿った業務を行うこと。

※参考 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken_384533.html

ア 調査票の作成等の業務

(ア) 内容

a 調査票の編集及び印刷

※国が示した調査票を基本原稿とし、数項目の質問を追加する予定。

b 調査票へのデータ印字（データは佐賀中部広域連合から提供する。）、調査票封入封緘用の封筒の作成、調査票の封入封緘及び郵送

(イ) 調査票の仕様、部数

a 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（主に高齢者に対する郵送による調査）

（仕様）

A 4、15 ページ、ホッチキス中綴じ、色上質紙、中厚、再生紙使用、2 色刷り

（部数）

15,000 部

b 在宅介護実態調査

主に在宅の要介護者に対する訪問による調査

（仕様）

A 4、6 ページ、ホッチキス中綴じ、色上質紙、中厚、再生紙使用、2 色刷り

（部数）

1,000 部

(ウ) 調査票の納品時期

a 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

令和 7 年 12 月中

※納品時期は国が調査票最終案を確定する時期により変動する可能性あり。

b 在宅介護実態調査

令和7年12月中

※納品時期は国が調査票最終案を確定する時期により変動する可能性あり。

イ 回収及び集計作業

(ア) 調査票回収方法

指定する場所で回収する。

(イ) 回収時期

令和8年1月5日（月）から令和8年2月27日（金）まで

※状況に応じて前後する。

(ウ) 集計業務内容

- a 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ※想定回収率 約60～70%
 - ・回収した調査票を市町ごと、日常生活圏域ごとに集計する。
 - ・集計は、国が示す単純集計等を行い、その結果は、①構成市町ごと、②日常生活圏域ごとに紙、電子データでそれぞれ正副2通納品する。また、チャート・集計表、傾向等の分析を別途作成し、電子データでの納品を行う。
 - ・「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の手引き」（国ホームページ）を参照し、国が示す「データ送信用ファイル」に回答データ（当広域連合で設定する独自質問除く。）を入力し、電子データにより納品する。
- b 在宅介護実態調査 ※想定回収率 約65%
 - ・回収した調査票を市町ごとに集計する。
 - ・集計は、単純集計、本連合が指定する基本属性×設問のクロス集計を行い、その結果は、構成市町ごとに紙、電子データでそれぞれ正副2通納品する。また、チャート・集計表、傾向等の分析を別途、作成し、電子データでの納品を行う。
 - ・「在宅介護実態調査 実施のための手引き」（国ホームページ）を参照し、国が示すエクセルデータに回答データ（当広域連合が設定する独自質問除く。）を入力し、電子データにより納品する。

ウ 集計及び分析結果納品日及び納品場所

納品時期 令和8年5月下旬

納品場所 佐賀中部広域連合が指定する場所

エ その他

業務内容において、契約書及び本仕様書に記載しない事項については、協議の上、決定する。

(2) 報告書

受託事業者は、業務完了後、速やかに受託業務実施報告書を提出しなければならない。

2 介護保険事業計画等策定業務

(1) 高齢者に関する調査の結果分析及び介護保険給付実績の分析

ア 分析等

(ア) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

日常生活圏域等のクロス集計及び生活実態・地域診断等の分析

(約 8, 500 人の調査集計データより)

(イ) 在宅介護実態調査

要介護度ごと等のクロス集計、利用意向、傾向、介護者の就労状況等の分析

(約 650 人の調査集計データより)

(ウ) 介護保険給付実績

全体・日常生活圏域ごとの分析

イ 高齢者に関する調査結果の分析報告書及び介護保険給付実績の分析報告書の版下作成

(2) 佐賀中部広域連合の介護保険事業計画及び本広域連合を構成する 4 市 1 町（佐賀市・多久市・神埼市・小城市・神埼郡吉野ヶ里町）の高齢者福祉計画策定の補助業務

ア 両計画についてのコンサルティング

(ア) 前号の調査分析による現状の評価及び課題分析

(イ) 前号の現状評価及び課題分析に基づく各サービスの将来推計全体、構成市町及び日常生活圏域ごとの量の見込み等について推計

- ◆ 介護給付対象サービスの種類ごと
- ◆ 地域密着型サービスの種類ごと
- ◆ 予防給付対象サービスの種類ごと
- ◆ 地域支援事業に関して
- ◆ その他構成市町独自の事業に関して

(ウ) 高齢者人口及び要介護認定者数等の推計について（全体、構成市町及び日常生活圏域ごと）

(エ) 両計画における事業内容、量の把握（(イ)と(ウ)のクロス分析による見込み数の把握）、整理、総合調整

(オ) 今後の方向性の検討

(カ) (ア)～(オ)に掲げるもの以外に国の制度改正等や介護保険事業計画策定委員会、高齢者福祉計画策定委員会等からの意見により生じた必要な事項に係る調査分析

イ 両計画の策定に伴う打ち合わせ及び資料作成

ウ 介護保険事業計画策定委員会、高齢者福祉計画策定委員会等に係る出席。資料作成及び議事概要作成

本広域連合構成市町で、１年間に複数回開催される。

エ 委託者又は構成市町の担当者会議に伴う資料作成

オ 両計画書の版下作成

(3) 成果品の納品

ア 高齢者に関する調査結果の分析報告書及び介護保険給付実績の分析報告書の版下、各種推計結果のエクセルデータについては、紙及びデータベースで委託者及び構成市町へ各１部提出すること。

イ 介護保険事業計画書は、委託者へ版下及び全内容版１，０００部（１色刷り）及び住民周知等に供するための介護保険サービスガイド１５１，０００部（４色刷り、８ページ程度）を提出すること。

ウ 高齢者の福祉に関する計画の版下については構成市町へ、それぞれ１部ずつ紙及びデータベースで提出し、また、印刷物としては次のとおりとする。

(ア) 佐賀市

- ・全内容版５００部（４色刷り、１００ページ程度）
- ・住民周知等に供するための概要版１，５００部（４色刷り、１２ページ程度）。

※概要版には音声版コードを掲載すること。

(イ) 多久市

- ・全内容版１５０部（１色刷り、１００ページ程度）
- ・住民周知等に供するための概要版３００部（２色刷り、８ページ程度）

(ウ) 小城市

- ・全内容版１００部（１色刷り、１００ページ程度）
- ・住民周知等に供するための概要版（データ版のみ、１色刷り、６ページ程度）

※概要版には音声コードを掲載すること。

(エ) 神崎市

- ・全内容版２００部（１色刷り、１００ページ程度）
- ・住民周知等に供するための概要版（データ版のみ、１色刷り、８ページ程度）

(オ) 吉野ヶ里町

全内容版１５０部（１色刷り、１００ページ程度）

エ 成果品の形態及び提出先について、個別の対応が必要な場合は、協議の上、決定すること。イ及びウに記載する部数については、版下作成前に委託者と受託者で協議し、部数の調整を行い、経費の変更が必要な場合には、その変更を行う。

オ 成果品については、委託者及び構成市町が受託者と協議の上、指定する期日までに納品すること。

(4) その他

特に定めていない事項については、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

様式第 1

「高齢者に関する調査業務委託及び介護保険事業計画等策定業務委託プロポーザル」
参加表明書

令和 年 月 日

佐賀中部広域連合長 様

佐賀中部広域連合が実施する高齢者に関する調査業務委託及び介護保険事業計画等策定業務委託プロポーザルに応募したいので、「高齢者に関する調査業務委託及び介護保険事業計画等策定業務委託プロポーザル実施要領」に基づき参加表明書を提出する。

なお、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること及びこの内容が事実と相違ないことを誓約する。

項 目	内 容
応募者名	
代表者氏名	
所在地または住所	〒
電話番号	
F A X 番号	
担 当 者	担当者氏名
	所属
	所在地または住所
	〒
	役職
	電話番号
	F A X 番号
	メールアドレス

※法人の連絡先及び担当者の連絡先が同一の場合も重ねて記入すること。

様式第2

誓約書

当社は、佐賀中部広域連合が実施する高齢者に関する調査業務委託及び介護保険事業計画等策定業務委託プロポーザルの応募にあたり、同実施要領に規定する応募資格についてすべて満たしていることを誓約する。

佐賀中部広域連合長 様

令和 年 月 日

所在地

会社名

代表者氏名

印

様式第 3

会社概要

項 目	内 容
会社名	
代表者氏名	
設立年月日	
資本金（千円）	
従業員総数	
業務内容	
会社概要特記	

様式第 4

会社名

事業計画等実績書

項 目	受注年度	発注団体名	上段：住民人口 下段：高齢者人口 一部事務組合、広域連合 等の場合は、圏域全体を 記入すること。
高齢者実態調査			
介護保険事業計画			
高齢者福祉計画			

※本実施要領の資格要件を満たす実績については、そのことを証する書類（契約書の写し等）を高齢者実態調査、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画ごとに最低1件は添付すること。資格要件については、各最低1件で満たすが、参考となる実績がある場合は行数の限り記入すること。

様式第 5

質問票

会 社 名	
担 当 部 署	
担当者職・氏名	
質 問 件 名	
質 問 内 容	

様式第 6

「高齢者に関する調査業務委託及び介護保険事業計画等策定業務委託プロポーザル」
提案書

令和 年 月 日

佐賀中部広域連合長 様

郵便番号

住所（所在地）

商号又は名称

代表者名

印

佐賀中部広域連合が実施する高齢者に関する調査業務委託及び介護保険事業計画等策定業務委託プロポーザルに応募したいので、「佐賀中部広域連合高齢者に関する調査業務委託及び介護保険事業計画等策定業務委託プロポーザル実施要領」に基づき下記書類を添えて提出する。

なお、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること及び添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約する。

記

添付書類

1 提案資料【各正本 1 部及び副本 9 部】

- (1) 提案書（様式任意）
- (2) 業務体制図（様式第 7）
- (3) 費用見積書（様式第 8）

2 付属書類【各正本 1 部】

- (1) 商業登記簿謄本
- (2) 法人の印鑑証明書

様式第 7

業務体制図

項 目		内 容	
会 社 名			
人 員 体 制		主 担 当 者	補 助 担 当 者 (複数名の場合は全員記載してください)
	佐賀中部 広域連合		
	佐 賀 市		
	多 久 市		
	神 埼 市		
	小 城 市		
	吉野ヶ里町		
業務体制図			

※補助担当者は実務に直接従事するものをいう（予備者としての記載はできない）。

様式第 8

費用見積書

佐賀中部広域連合長 様

郵便番号

住所（所在地）

商号又は名称

代表者名

印

高齢者に関する調査業務委託及び介護保険事業計画等策定業務委託についての見積価格を下記のとおりとする。

記

見積価格 _____ 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※見積りに係る積算内訳書を別途添付すること。様式は任意とする。その際、佐賀中部広域連合及び本広域連合を構成する市町ごとに計 6 種類を作成すること。

様式第 9

参加辞退届

佐賀中部広域連合長 様

郵便番号

住所（所在地）

商号又は名称

代表者名

印

高齢者に関する調査業務委託及び介護保険事業計画等策定業務委託プロポーザルの参加を辞退する。

（辞退理由）